

令和6年 春の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和6年4月6日（土）～4月15日（月）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 本運動は、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

重 点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と
安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と
交通ルールの遵守

4月10日（水） 「交通事故死ゼロを目指す日」

4月15日（月） 「交通安全にみんなで参加する日」
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

◎こどもをはじめとする歩行者は・・・

○横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うこと等の基本的な交通ルールを守り、飛び出しや車の直前・直後の横断はしないことに加え、安全を確認してから横断し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。

○高齢者自身が、加齢に伴う身体機能の変化(認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど)を認識し、交通安全につながる行動をとりましょう。

○夕暮れから夜間の外出時は明るい色の服装を心掛け、反射材用品の着用や LED ライトを携帯するなど、自己の存在を目立たせましょう。



◎運転者は・・・

○こどもは、大人より目線が低く視野も狭いため、近づいてくる車の認識が不十分と考え(危険予測)、こどもの飛び出しに注意しましょう。特に、住宅街や小学校周辺では速度を落とし、こどもの早期発見に努めるとともに、こどもの動向に注意を払って通行しましょう。

◎学校・地域・道路管理者・関係機関は・・・

○春は、新入学に伴い通学路や交通環境が変わることにより、児童生徒が関係する交通事故の危険性が高まることから、地域の交通安全ボランティア等と連携し、通勤通学時間帯の交通安全指導や見守り活動等を推進しましょう。

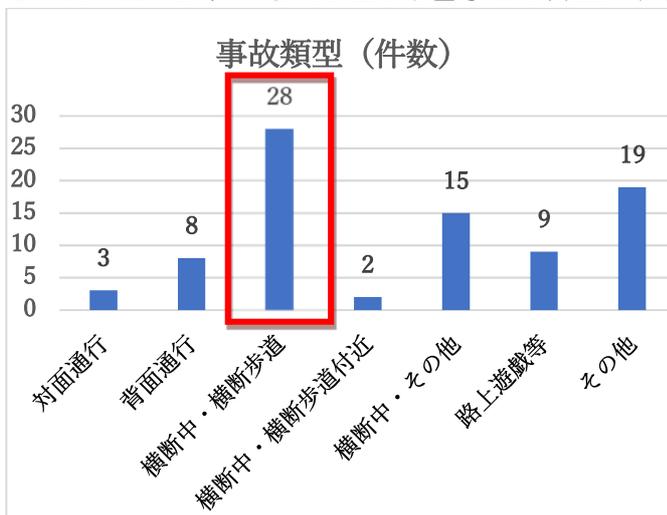
○通学路等において危険箇所の把握を行い、解消に向けた取組を推進しましょう。

○歩行中幼児・児童に対して交通事故の特徴(飛び出しが多い等)を踏まえた交通安全教育を推進しましょう。

○「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進しましょう。

○通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用について広報活動を推進しましょう。

【R5.12月末 歩行者交通事故類型(鳥取県内)】(参考:鳥取県警察HP)



重点事項2

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

◎運転者は・・・

○交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する正しい交通マナーを実践しましょう。

○横断歩道は、歩行者優先です。横断歩道の手前では歩行者がいないことが明らかな場合を除き、**直前で**停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止し、歩行者を優先しましょう。

○ライトを早めに点灯することで、歩行者等に自分の車の接近を知らせましょう。また、夜間や暗い道での対向車や先行車がない状況では、ハイビームを活用し歩行者等の早期発見に努めましょう。

○走行速度を意識し、危険が発生した場合でも、安全に停止できる速度と車間距離をとって運転しましょう。

○高齢運転者標識（高齢者マーク）、身体障害者標識（身体障害者マーク）、聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）及び初心運転者標識（初心者マーク）の表示車に対して、幅寄せ、急な進路変更や無理な追い越しなどせず、思いやり運転を心掛けましょう。

◎歩行者は・・・

○道路を横断する際は横断歩道を利用し、信号のある場所では必ず信号を守り、横断中も周囲の安全を確認しながら横断しましょう。信号機のない横断歩道では運転者に手を**挙げる**などして、運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

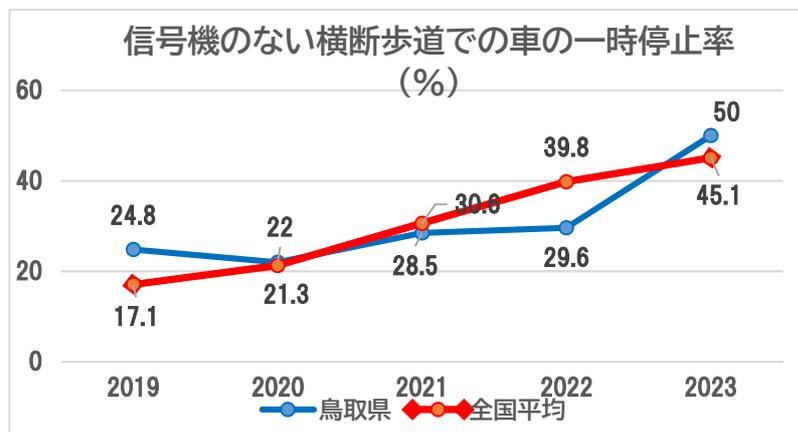
○危険な通行や横断をしないように、交通ルールを守りましょう。

◎事業所・関係機関・団体等では・・・

○歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの実践を呼び掛けましょう。特に、こども、高齢者、障がい者、妊産婦などの歩行者近くを通行する場合は、安全な間隔を確保するとともに、必要に応じ徐行や一時停止をするなどして交通事故防止を図る指導を徹底しましょう。

○所属の全職員に対し交通安全に関する情報を提供するほか、運転者の体調面も考慮した安全を確保するための運行計画を立て、運転者及び運行業務の管理を行いましょう。

○身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発等、高齢運転者の交通事故防止のための取組を推進しましょう。



信号機のない横断歩道で歩行者が横断しようとしているときは、
必ず手前で一時停止を行い、歩行者に道を譲りましょう！

重点事項3

自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守

◎自転車利用者は・・・

- 交通事故による頭部への被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進、傘差し及びスマートフォン等を利用した「ながら運転」の禁止等、基本的な交通ルールを遵守しましょう。
- 自転車事故による損害賠償は「個人賠償責任保険」で補償され、自動車保険、火災保険、傷害保険などの特約として加入するケースが一般的です。加入している保険の内容を確認し、補償されない場合は、特約又は自転車損害賠償保険に加入しましょう。

◎電動キックボード利用者は・・・

- 電動キックボードに関する交通ルールを遵守しましょう。また、交通事故による頭部への被害を軽減するため、ヘルメットを着用しましょう。



◎家庭・地域・学校等では・・・

- 自転車事故の招く責任の重大さなどについて話し合い、定期的な点検整備とヘルメットの着用指導、自転車損害賠償保険等への加入促進を図りましょう。

◎関係機関・団体は・・・

- すべての自転車等利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発を推進しましょう。
- 電動キックボード等の販売業者、シェアリング業者等と連携し、交通ルールの周知及び安全利用についての広報啓発を推進しましょう。

<自転車安全利用五則>

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られる TS マークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。

この度、鳥取県交通対策協議会において自転車ヘルメット着用啓発動画が作成されました。ヘルメットを着用することは、万が一の交通事故に備え、「未来の自分を守ること」に繋がっています。みんなでヘルメット着用の輪を広げていきましょう。

動画はこちらから

